法律の現場から 130

閣議決定

弁護士　新山　直行

最近、よく「内閣は～～という閣議決定をしました」と耳にしますが、閣議決定はどのようなものでしょうか。

一般に、憲法、法律、命令（政令や省令）をまとめて「法令」と呼びます。従わなければならない対象が国か国民かなどといった違いはあるものの、対象者は法令に従わなければならないという効力をもっています。法令の中の「政令」は、内閣が法律の運用についての細則を定めたり、法律が具体例を決めてくださいと政令に委任している事項について内閣が決定したりするものですが、この政令を発するためにも閣議決定は行われます。しかし、政令を制定するための閣議決定はすでに法律が存在することが前提になっています。その内容が、これからどんな法律を作ろうか、政府・内閣としてはどんな方針でいこうか、事実上の問題にどう対処していこうかなどの場合、それは拘束力のある政令とは無関係の閣議決定であり、政府の方向性の表明にすぎません。単に内閣が集まって話し合っただけでも「閣議決定」と呼ばれることが紛らわしさの原因でしょう。閣議決定をしたと言われると何か正式な手続きによって問題の終結が図られたかのように感じがちですが、単に方針表明にすぎないこともあり、どのような内容だったのかをよくよく考える必要があります。